

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 31 年度 第 21 回定例  
3 月 20 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 31 年 3 月 20 日に教育委員会第 21 回定例会を招集した。

- |   |           |   |    |           |
|---|-----------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 31 年 3 月 20 日 (水)  | 開会 | 13 時 30 分 |
|   |           |   | 閉会 | 15 時 00 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室   |    |           |
| 3 | 出席者       | 教 育 長 木 苗 直 秀<br>委 員 渡 邊 靖 乃<br>委 員 藤 井 明<br>委 員 伊 東 幸 宏  |    |           |
|   | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 教育部長<br>松 井 和 子 教育監<br>渋谷 浩 史 理事 (総括担当)<br>赤 石 達 彦 理事兼社会教育課長<br>若 月 伸 隆 教育総務課長<br>赤 堀 健 之 教育政策課長<br>木 野 雅 弘 財務課長<br>須 山 智 佐 子 福利課長<br>宮 崎 文 秀 義務教育課長<br>小野田 裕 之 高校教育課長<br>山 崎 勝 之 特別支援教育課長<br>名 雪 元 健康体育課長<br>中 川 好 広 文化財保護課長<br>山 田 貞 己 静岡教育事務所長<br>太 田 修 司 静岡西教育事務所長<br>三 科 守 中央図書館長<br>塩 崎 克 幸 総合教育センター所長<br>大 石 正 佳 教育総務課参事 |    |           |

4 その他

第 53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63 号議案は原案通り可決された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 59、60、61、62、63 号議案は人事案件であるため、非公開とした  
いと思うが、異議はないか。  
全 委 員： 異議なし。  
教 育 長： それでは第 59、60、61、62、63 号議案は非公開とする。

**第 53 号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定**

教 育 長： 第 53 号議案「教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則  
の制定」について、義務教育課長より説明願う。  
義務教育課長： <議案についての説明>  
教 育 長： 質疑等はあるか。  
藤 井 委 員： 改正内容については承知したが、文部科学省がこういった改正をした  
ということか。  
義務教育課長： そうである。法律の改正に基づくものであり、全国的に行っている。  
藤 井 委 員： 対応は各県ごと異なるのか。  
義務教育課長： 必要となる総単位数は同一であるが、経験年数によって取得する単  
位については、それぞれの実情に応じて多少調整しても良いとされてい  
る。  
藤 井 委 員： そのほかは、どこの都道府県でも同じということか。  
義務教育課長： そうである。身分証明書を宣誓書に変えるという点についても、ほ  
とんどの県において実施しているところである。  
藤 井 委 員： 本県は遅れていたということか。  
義務教育課長： これまでは確実な方法で対応をしてきたということである。今後は、  
簡素化を図っていく。  
教 育 長： 他に質疑等はあるか。  
全 委 員： (特になし)  
教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。  
全 委 員： (異議なし)  
教 育 長： 第 53 号議案は原案どおり可決する。

## 第 54 号議案 静岡県立富士山麓山の村運営に関する規則を廃止する規則の制定

教 育 長： 第 54 号議案「静岡県立富士山麓山の村運営に関する規則を廃止する規則の制定」について、高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 既に何度か説明をいただいている案件であるため、質問はない。

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 54 号議案は原案どおり可決する。

## 第 55 号議案 「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画

教 育 長： 第 55 号議案「文化力の拠点」における新県立中央図書館基本計画について、赤石社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1点確認したい。前回の協議会でも質問した覚えがあるが、この構想について時間軸が全く見えてこないが、どのようになっているか。

社会教育課長： これについては、「文化力の拠点」のスケジュールに合わせるという形になる。「文化力の拠点」については、今後管理運営計画をつくりながら全体の施設整備計画をまとめていき、事業広報の準備を来年度、事業広報を再来年度からというスケジュールで考えており、その先はまだ未定である。

藤 井 委 員： いつまでに仕上げるというスケジュールは未定ということか。また、同時に資金的な面についても、この構想を実現させるために、どれだけの予算が必要かという規模感も全く分からない。

社会教育課長： 予算規模についても、来年度整備手法や運営方法、規模等が詳細に決まっていく中で明らかになってくる。

藤 井 委 員： そうであるなら、資金面での制約がある場合、この内容が翻って修正される可能性もあるということか。何があってもこの構想を具体化するというので進むわけではないということか。

社会教育課長： 構想は具体化するつもりで進めている。

藤 井 委 員： しかし、予算が十分に取れない場合はそもいかないのではないか。

教 育 部 長： 事前の財政協議は終わっており、図書館の部分については了解をとっている。

藤 井 委 員： それは建物に関してのことか。

教 育 部 長： そうである。人員体制については今後ということになる。資金面に関しては、P F I 方式という形で民間の資金を活用していくという形になるため、トータルコストは恐らく算出することはできると思うが、県の負担がどの程度になるかは、今後変わってくる部分はあるかと思う。

しかし、直接建設する費用については、財政と協議は終了しているた

め、財政サイドの了解は得ている。

藤井委員： 基本的に大きく修正を要することにならないという認識で良いか。

教育部長： そうである。

藤井委員： 承知した。あと1点、先ほどの説明の中で県外の図書館との連携について触れられていたが、国外の同様の施設との連携は想定していないのか。せっかく日本を誇るような文化拠点にしていくということであるなら、国内にとどまらず国外の類似施設との連携というのは、当然追及をしたほうが良い。

社会教育課長： まずは国内の連携をしっかりとさせて、その後海外についても、様々な形で考えていきたい。

教育長： 伊東委員、何か意見はあるか。

伊東委員： 構想自体については、これで良いと思う。ただ、浜松に住んでいる人間は、図書館へ行くために静岡まで行くという気にはならない。建物面はこれで良いと思うが、ソフトな面で広域なサービスというものをきちんとできる体制を心掛けてほしい。

社会教育課長： 広域なサービスについても構想の中には盛り込んでいる。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第55号議案は原案どおり可決する。

#### **第56号議案 静岡県教育委員会組織規則の一部改正**

教育長： 第56号議案「静岡県教育委員会組織規則の一部改正」について、若月教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第56号議案は原案どおり可決する。

#### **第57号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部改正**

教育長： 第57号議案「静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則」について、若月教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

伊東委員： 直接関係ない話となってしまうが、資料に平成31年と表示があるが、元号が変わったあとは、新しい元号に全部読み替えるということをする

のか。それとも1件ごとに全て処理するのか。

教育総務課長： 1件ごと改正するというのではなく、一括となる。読み替える法律や規則といったものがあるかもしれない。

伊東委員： 事務手続上のことを議案で議論しても仕方がないので、スマートに対応してもらえればと思う。

教育総務課長： もし規則改正で平成を置き換えるということがあれば、簡易な規則改正ということで報告させていただく。

藤井委員： 文書はどういった形で保存しているか。

教育総務課長： 文書保存箱に入れて保管庫で保存している。

伊東委員： ハードコピーで保管しているということか。

教育総務課長： そうである。

藤井委員： 紙で保存しなければならないというのは、どうかと思う。

教育総務課長： 紙でなければということはない。永年のものについてはフィルムに移すが、他は期限がくれば廃棄する。

藤井委員： 紙の資料はなくしていくべきである。

伊東委員： データで十分だと思う。今回も定例会の資料で厚い資料をもらっているが、不要である。

教育総務課長： データ化していく。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第57号議案は原案どおり可決する。

## 第58号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

教育長： 第58号議案「静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正」について、若月教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第58号議案は原案どおり可決する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

**<非> 第 59 号議案 平成 31 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命**

※ 非公開

**<非> 第 60 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公開

**<非> 第 61 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公開

**<非> 第 62 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公開

**<非> 第 63 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公開

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 31 年度第 21 回教育委員会定例会を閉会とする。